

(公社) 愛媛県鍼灸師会
「卒後教育を推進するための受講料免除規程」

(目的)

第1

昨今(公社)日本鍼灸師会及び(公社)全日本鍼灸学会等で鍼灸師の卒後教育の重要性が叫ばれるようになった。

これに鑑み(公社)愛媛県鍼灸師会では、鍼灸専門学校や盲学校及び鍼灸大学等を卒業して間もない鍼灸師を卒後教育(主として学術研修方面)で応援・援助することを目的としてこの制度を創設し、その運用にあたって必要な事項を定めるところとする。

【免除の条件】

卒後(免許取得後)3年以内に愛媛県鍼灸師会に入会した会員は、「愛媛県鍼灸師会が主催する研修会」の「受講料」を入会后3年間に渡り免除されるものとする。

【申請手続】

免除を受けようとする会員はあらかじめ「受講料免除申請書」を提出し、理事会の承認を得るものとする。

【規定の運用】

この規定の運用に関する施行細則は理事会で決定するものとする。

附則 平成29年4月1日 改訂